

「徳島県建設工事入札後審査方式一般競争入札実施要領」新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条～第3条 (略) (入札参加資格)</p> <p>第4条 入札に参加する者に必要な資格(以下「参加資格」という。)に関する事項として、次の事項を入札公告及び入札後審査方式一般競争入札の共通事項に記載するものとする。</p> <p>(1) 徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿に登載されている者であること。</p> <p>(2) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 入札公告日から開札日までの間に、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱(平成14年4月18日建設第73号。以下「入札参加資格停止要綱」という。)に基づく入札参加資格停止の措置の対象となっていない者であること。</p> <p>(4) 入札公告日から開札日までの間に、徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。</p> <p>(5) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書(提出日前1年7月以内の審査基準日のうち直近のものに係るものに限る。)の写しを提出できる者であること。</p> <p>(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。</p> <p>(7) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。</p> <p>(8) 別に定める資格を有する技術者を専任で配置できる者であること。(請負代金額が4,500万円(建築一式工事については9,000万円)以上の場合)</p> <p>(9) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。</p> <p>(10) 一定の資本関係又は人的関係のある者が、同一の入札に参加していない者であること。</p> <p>(11) その他工事毎に必要なと認める事項</p> <p>第5条～第10条 (略) (総合評価落札方式による入札及び開札の執行)</p> <p>第10条の2 総合評価落札方式により落札者を決定する場合の入札書提出期間並びに開札の日時及び場所については、入札公告において明らかにするものとする。</p> <p>2 入札書は、電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるとして契約担当者が認めた場合にあつては、持参により紙媒体の入札書の提出ができるものとする。</p> <p>3 開札は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。ただし、紙入札方</p>	<p>第1条～第3条 (略) (入札参加資格)</p> <p>第4条 入札に参加する者に必要な資格(以下「参加資格」という。)に関する事項として、次の事項を入札公告及び入札後審査方式一般競争入札の共通事項に記載するものとする。</p> <p>(1) 徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿に登載されている者であること。</p> <p>(2) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 入札公告日から開札日までの間に、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱(平成14年4月18日建設第73号。以下「入札参加資格停止要綱」という。)に基づく入札参加資格停止の措置の対象となっていない者であること。</p> <p>(4) 入札公告日から開札日までの間に、徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。</p> <p>(5) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書(提出日前1年7月以内の審査基準日のうち直近のものに係るものに限る。)の写しを提出できる者であること。</p> <p>(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。</p> <p>(7) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。</p> <p>(8) 別に定める資格を有する技術者を専任で配置できる者であること。(請負代金額が4,500万円(建築一式工事については9,000万円)以上の場合)</p> <p>(9) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。</p> <p>(10) 新設</p> <p>(11) その他工事毎に必要なと認める事項</p> <p>第5条～第10条(略) (総合評価落札方式による入札及び開札の執行)</p> <p>第10条の2 総合評価落札方式により落札者を決定する場合の入札書提出期間並びに開札の日時及び場所については、入札公告において明らかにするものとする。</p> <p>2 入札書は、電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるとして契約担当者が認めた場合にあつては、持参により紙媒体の入札書の提出ができるものとする。</p> <p>3 開札は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。ただし、紙入札方</p>

式による入札参加者がある場合は、当該入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

- 4 入札書の提出に際して、工事費内訳書の添付を求めるものとする。
- 5 入札執行回数は、原則として1回とするが、設計金額を事後公表とする入札については2回までとし、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がないときは、入札を終了する。
- 6 契約担当者は、開札後、落札者の決定を保留し、開札を終了する。
- 7 開札終了後、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った全入札参加者について、提出された確認資料等の確認(審査)及び評価値の算定を行うものとする。ただし、無効又は失格となった者並びに有効な入札を行った者が1者の場合については、評価値の算定は行わない。
- 8 前項の確認(審査)及び評価値の算定は、原則として、開札日の翌日から起算して10日以内(県の休日を除く。)に行うこととし、この時点で参加資格要件を満たし、かつ、得られた評価値の最も高い者を落札候補者に決定する。ただし、「開札日の翌日から落札候補決定日の前日までの期間」に連続休暇期間を挟んでいる場合は、連続休暇期間中の平日及び連続休暇期間の前後において、10日(県が作業を行う日)以内の日数を確保するものとする。
なお、落札候補者となるべき同じ評価値の者が2人以上ある場合には、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札候補者を決定し、第11条に掲げる審査を行うものとする。
- 9 前2項の確認において、資料の提出がない場合、あるいは提出された資料に不備があった場合又は、参加資格要件を満たしていない場合は、当該入札者が行った入札を無効として、電子入札システムにより入札参加資格不適格通知書を送付するものとする。ただし、紙入札方式による入札参加者に対しては様式2-3を送付するものとする。
- 10 契約担当者は、落札候補者を決定した場合、電子入札システムによる入札参加者に対しては、原則として、当該システムにより落札候補者の決定を通知し、紙入札方式による入札参加者に対しては、別途通知を行うものとする。また、落札候補者の入札額が、低入札価格調査基準価格又は労務費ダンピング調査における一定水準を下回った場合は、その旨を併せて通知するものとする。
- 11 第2項から第10項に掲げる事項は、入札関係書類において明らかにするものとする。
(入札参加資格の審査及び落札決定)

第11条 契約担当者は、落札候補者決定後、確認資料(追加提出分)の提出を求め、提出された申請書及び確認資料(追加提出分を含む)の審査を行い、審査の結果、参加資格要件を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者に決定する。ただし、総合評価落札方式の入札の場合には、併せて、評価値が最も高いことを確認する。

- 2 契約担当者は、落札者を決定した場合は、原則として、電子入札システムによる全入札参加者に対して、当該同システムにより落札者決定通知を行うとともに、落札者に対して電話連絡を行うものとする。紙入札方式による入札参加者については、入札結果の公表をもって、落札決定の通知とすることとし、その旨を入札関係書類において明らかにするものとする。
- 3 前2項の審査及び落札決定は、原則として落札候補者決定の日の翌日から起算して2日以内(県の休日を除く。)に行うものとする。ただし、低入札価格調査制度に基づく調査又は労務費ダンピング調査実施要領に基づく調査を実施する場合はこの限りではない。
- 4 第1項の審査の結果、参加資格要件を満たしていない場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を新たに落札候補者とし、速やかに電話連絡により確認資料(追

式による入札参加者がある場合は、当該入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

- 4 入札書の提出に際して、工事費内訳書の添付を求めるものとする。
- 5 入札執行回数は、原則として1回とするが、設計金額を事後公表とする入札については2回までとし、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がないときは、入札を終了する。
- 6 契約担当者は、開札後、落札者の決定を保留し、開札を終了する。
- 7 開札終了後、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った全入札参加者について、提出された確認資料等の確認(審査)及び評価値の算定を行うものとする。ただし、無効又は失格となった者並びに有効な入札を行った者が1者の場合については、評価値の算定は行わない。
- 8 前項の確認(審査)及び評価値の算定は、原則として、開札日の翌日から起算して10日以内(県の休日を除く。)に行うこととし、この時点で参加資格要件を満たし、かつ、得られた評価値の最も高い者を落札候補者に決定する。ただし、「開札日の翌日から落札候補決定日の前日までの期間」に連続休暇期間を挟んでいる場合は、連続休暇期間中の平日及び連続休暇期間の前後において、10日(県が作業を行う日)以内の日数を確保するものとする。
なお、落札候補者となるべき同じ評価値の者が2人以上ある場合には、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札候補者を決定し、第11条に掲げる審査を行うものとする。
- 9 前2項の確認において、資料の提出がない場合、あるいは提出された資料に不備があった場合又は、参加資格要件を満たしていない場合は、当該入札者が行った入札を無効として、電子入札システムにより入札参加資格不適格通知書を送付するものとする。ただし、紙入札方式による入札参加者に対しては様式2-3を送付するものとする。
- 10 契約担当者は、落札候補者を決定した場合、電子入札システムによる入札参加者に対しては、原則として、当該システムにより落札候補者の決定を通知し、紙入札方式による入札参加者に対しては、別途通知を行うものとする。また、落札候補者の入札額が、低入札価格調査基準価格 _____ を下回った場合は、その旨を併せて通知するものとする。
- 11 第2項から第10項に掲げる事項は、入札関係書類において明らかにするものとする。
(入札参加資格の審査及び落札決定)

第11条 契約担当者は、落札候補者決定後、確認資料(追加提出分)の提出を求め、提出された申請書及び確認資料(追加提出分を含む)の審査を行い、審査の結果、参加資格要件を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者に決定する。ただし、総合評価落札方式の入札の場合には、併せて、評価値が最も高いことを確認する。

- 2 契約担当者は、落札者を決定した場合は、原則として、電子入札システムによる全入札参加者に対して、当該同システムにより落札者決定通知を行うとともに、落札者に対して電話連絡を行うものとする。紙入札方式による入札参加者については、入札結果の公表をもって、落札決定の通知とすることとし、その旨を入札関係書類において明らかにするものとする。
- 3 前2項の審査及び落札決定は、原則として落札候補者決定の日の翌日から起算して2日以内(県の休日を除く。)に行うものとする。ただし、低入札価格調査制度に基づく調査 _____ を実施する場合はこの限りではない。
- 4 第1項の審査の結果、参加資格要件を満たしていない場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を新たに落札候補者とし、速やかに電話連絡により確認資料(追

加提出分)の提出を求め、審査を行うものとする。ただし、総合評価落札方式の入札の場合には、第4項に加えて、第1項の審査の結果、他の者の評価値より低くなることを確認した場合には、次順位者を新たに落札候補者とし、速やかに電話連絡により確認資料(追加提出分)の提出を求め、審査を行うものとする。

5 前項の規定は、落札者が決定するまでは、同様の手続を順次行うものとする。この場合、原則として落札候補者として決定された日の翌日から起算して2日以内(県の休日を除く。)に落札決定を行うものとする。

6 第1項、第4項の審査の結果、参加資格要件を満たしていないと認められた者に対し、電子入札システムにより入札参加資格不適合通知書を送付するものとする。ただし、紙入札方式による入札 参加者に対しては様式2-3を送付するものとする。

7 議会の議決を必要とする請負契約の入札については、落札者の決定後、請負契約(仮契約)を締結してから、議会の議決を経て、本契約になるまでの間において、当該落札者が参加資格のいずれかを満たさなくなった場合又は入札参加資格停止要綱に基づく入札参加資格停止の措置を受けた場合、又は徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置を受けた場合は、当該請負契約を締結しない場合がある旨を入札関係書類において明らかにするものとする。

8 議会の議決を必要としない請負契約の入札については、落札者の決定後、契約の締結までの間において、当該落札者が参加資格のいずれかを満たさなくなった場合又は入札参加資格停止要綱に基づく入札参加資格停止の措置を受けた場合、又は徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置を受けた場合は、当該請負契約を締結しない旨を入札関係書類において明らかにするものとする。

第12条～第16条 (略)

附 則

この要領は、平成16年5月1日から施行する。

この要領は、平成17年5月1日から施行する。

この要領は、平成18年5月1日から施行する。

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年5月1日から施行する。

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

この要領は、平成28年5月1日から施行する。

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

この要領は、令和4年3月8日から施行する。

加提出分)の提出を求め、審査を行うものとする。ただし、総合評価落札方式の入札の場合には、第4項に加えて、第1項の審査の結果、他の者の評価値より低くなることを確認した場合には、次順位者を新たに落札候補者とし、速やかに電話連絡により確認資料(追加提出分)の提出を求め、審査を行うものとする。

5 前項の規定は、落札者が決定するまでは、同様の手続を順次行うものとする。この場合、原則として落札候補者として決定された日の翌日から起算して2日以内(県の休日を除く。)に落札決定を行うものとする。

6 第1項、第4項の審査の結果、参加資格要件を満たしていないと認められた者に対し、電子入札システムにより入札参加資格不適合通知書を送付するものとする。ただし、紙入札方式による入札 参加者に対しては様式2-3を送付するものとする。

7 議会の議決を必要とする請負契約の入札については、落札者の決定後、請負契約(仮契約)を締結してから、議会の議決を経て、本契約になるまでの間において、当該落札者が参加資格のいずれかを満たさなくなった場合又は入札参加資格停止要綱に基づく入札参加資格停止の措置を受けた場合、又は徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置を受けた場合は、当該請負契約を締結しない場合がある旨を入札関係書類において明らかにするものとする。

8 議会の議決を必要としない請負契約の入札については、落札者の決定後、契約の締結までの間において、当該落札者が参加資格のいずれかを満たさなくなった場合又は入札参加資格停止要綱に基づく入札参加資格停止の措置を受けた場合、又は徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置を受けた場合は、当該請負契約を締結しない旨を入札関係書類において明らかにするものとする。

第12条～第16条 (略)

附 則

この要領は、平成16年5月1日から施行する。

この要領は、平成17年5月1日から施行する。

この要領は、平成18年5月1日から施行する。

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年5月1日から施行する。

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

この要領は、平成28年5月1日から施行する。

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

この要領は、令和4年3月8日から施行する。

この要領は、令和5年1月1日から施行する。
この要領は、令和7年2月1日から施行する。
この要領は、令和8年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年1月1日から施行する。
この要領は、令和7年2月1日から施行する。
